別記様式第11の2(43条の9関係)

# 戸越一丁目地区地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

品川区長あて

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更 建築物の建築又は工作物の建設 建築物等の用途の変更

について、下記により届け出ます。

記

1. 行為の場所品川区 戸越 一 丁目番2. 行為の着手予定日年 月 日3. 行為の完了予定日年 月 日

4. 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更			区域の面積			平方	平方メートル			
2	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)									
(2)建築物の建築又は工作物の建設	(ロ)設計の概要		届出部分	届出以外	の部分	合	計			
		(i)敷地面積					平方 メートル			
		(ii)建築又は建設面積	平方 メートル		平方メートル		平方 メートル			
		(iii)延べ面積	平方 メートル		平方 メートル		平方 メートル			
		要	要	物   概 要	(iv)高さ地盤面から	(V)用 途:				
		<u> </u>	(VI)垣又はさくの	)構造:						
(3)建築 物等の用 途の変更	(イ)変更部分の延べ面積		(ロ)変更前の	変更前の用途 (ハ)変更後		変更後の用	途			
		平方メートル								

#### 備 老

- 1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2. 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3. 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5. 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

### 連絡先

住	所				
氏	名	電話	(	)	

# 戸越一丁目地区地区計画の区域内における行為の変更届出書

年 月 日

届出者 住所 氏名 都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更について す。 記 1. 当初の届出年月日 年 月 日	印で、下記により届け出ま
す。 記	∵、下記により届け出ま
記	
1. 当初の届出年月日 年 月 日	
2. 変更の内容	
3.変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日	
4. 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日	
備考	
間 ろ 1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代	☆表者の氏名を記載する
こと。	TO TO THE HEAVY OF
2. 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行	fう場合においては、押
印を省略することができる。	
3. 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。	
連絡先	
住 所	
氏 名 電話 (	)

•土地登記事項証明書

•公図

届出には、「届出書」の他、行為に応じて次の図書の添付が必要です。

### 【添付書類】

	行為の種別	図面	縮尺	備考	
1	②~⑥に共通	案内図	適宜	方位、道路及び目標となる地物等を表示	
2		区域図	1/1000以上	当該行為を行う土地の区域、当該区域及び	
	土地の区画形質の 変更			その周辺の公共施設の状況を表示	
	<b>文文</b>	設計図	1/100以上	切土、盛土の範囲等を表示	
		配置図	1/100以上	敷地・建築・延床面積が判断できるもの、敷地内に	
	建築物の建築 工作物の建設			おける建築物等の位置及び門、かき等の位置を表示	
3		平面図	1/50以上	各階のもの(工作物の場合には不要)	
		立面図	1/50以上	屋根及び外壁の色彩等を表示、2面以上	
		断面図	1/50以上	建築物の高さ、階高等を表示	
4	建築物等の形態、	配置図	1/100以上	③に同じ	
4	意匠の変更	立面図	1/50以上	③に同じ	
(5)	門若しくは塀、かき	配置図	1/100以上	敷地内における門、かき等の位置を表示	
9	若しくはさくの設置	立面図	1/50以上		
6	木材の伐採 区域図	区域図	1/1000以上	当該行為を行う土地の区域を表示	
	<b>小竹のは休</b>	施工図	1/100以上	当該行為等の施工方法を表示	
7	⑦ その他必要に応じて公図、土地や建物の登記簿謄本、測量図など添付し適宜図面に表記ください。				

※「認定申請」する場合は、別途下記書類が必要です。

•認定申請書 • 各階平面図

·案内図 ·2以上の立面図

·配置図 ·2以上の断面図 ·誓約書

・仕上表(外部・内部共)・整備計画図・届出書の写し

注) 詳しくは建築課にお問い合わせ下さい(認定申請の申請先は建築課になります)

## 【注意事項】

- 1、 行為に着手する30日前までに正・副各一部づつ提出して下さい。
- 2、区では、届出された計画が地区計画の内容に適合しているかどうかを審査します。 届出された計画が地区計画の内容に適合しない場合は、区長は設計変更等の指導・助言、勧告を 行う場合があります。
- 3、届出を行った内容を変更する場合には、「**変更届出書」**と変更内容に関連する図書を添付して提出して下さい。

### 【お問合せ先】

品川区都市環境部 木密整備推進課 木密整備担当 電話 03-5742-6779(直通)